



徳川幕府
公儀御用
紅道條目全

特73
1602



特々 13
6602

目錄

- 一 目安裏書初判之事
- 一 裁許給與裏書加印之事
- 一 清料一地頭地頭遠出入元認式出入取捌之事
- 一 芝取上願再許并助遠取之事
- 一 評定江前相口官、評状入り互の事
- 一 諸役人非分私曲あり旨許元仕置あり事
- 一 乙事此味銘、元少と仕り事
- 一 重事評役人評定江一座領知出入取計之事
- 一 用名悪水元新田新堤川原る出入之事
- 一 評領私入合々論評具合是地改をり事



昭和八年一月十四日
鶴田乙丑氏贈

- 論不見分親書給書の事
- 裁作の取用燈籠書物の事
- 寺社方新証人の取柄の事
- 出入扱刷不取上取日限の事
- 誤謄又押取取方事の事
- 盗賊火附證儀取方の事
- 舊憑証取置の事
- 裁許の裏割不取の事
- 関所と深山抄の事
- 取置の事
- 隠強炮の事
- 村方取置の事

- 淨土傳の事
- 村方戸ノ事
- 村方出入の事
- 人が懐かた加他の事
- 物取取置の事
- 取置の事
- 地頭、對一強許の上位者の事
- 取置の事
- 田細永代賣買并取地の事
- 質地小作取置の事

- 一 質地清米金目限定
- 一 借金銀兩割之事
- 一 家質金清目限定
- 一 家質并 永年質指直書入 證文取割之事
- 一 借金銀分取し 踏下之事
- 一 二重質二重書入二重質指仕置之事
- 一 已取荷物と書出質多取荷物押取之事
- 一 其の市仕置之事
- 一 倍金并白紙の形に之を金銀貸借する其の市仕置之事
- 一 市仕置之事
- 一 偽り證文と人金銀貸借する其の市仕置之事

- 一 讓る交る取割之事
- 一 其の人請人市仕置之事
- 一 廟后其の縁有市仕置之事
- 一 抱子其の縁有市仕置之事
- 一 養娘遊女其の縁有市仕置之事
- 一 没賣女市仕置之事
- 一 欠取奉人市仕置之事
- 一 密通市仕置之事
- 一 縁取抱の娘と不偏其の縁有市仕置之事
- 一 男女の合お果れ其の縁有市仕置之事
- 一 女抱の僧市仕置之事

- 一 三多流 巾仕立〜事
- 一 不更不取 巾仕立〜事
- 一 水鏡之 神石文 飾る 元奇悟 吳説 巾仕立〜事
- 一 雲死之 志と内 繪之 蘇葉の 寺院 巾仕立〜事
- 一 三益 陽竹 奕打 取還 云云 巾仕立〜事
- 一 遊人 巾仕立 眞〜事
- 一 盜物 質之 取亦 買取 云云 巾仕立 眞〜事
- 一 悪意 志之 許人 云云
- 一 係死 無控 物之 負 為人 云云 云云 許人 云云
- 一 巾仕立 眞〜事
- 一 拾心 物 取 許〜事
- 一 人 向引 巾仕立 眞〜事

- 一 謀書 得新 云云 云云 巾仕立 眞〜事
- 一 火 札 法 札 抄 文 云云 云云 巾仕立 眞〜事
- 一 巧 事 加 入 する 事 移 転 云云 云云 巾仕立 眞〜事
- 一 巾仕立 眞〜事
- 一 尸 掛 云云 云云 巾仕立 眞〜事
- 一 毒 藥 并 似 藥 種 賣 巾仕立 眞〜事
- 一 似 金 銀 梅 云云 巾仕立 眞〜事
- 一 似 祥 似 掛 似 朱 墨 石 梅 云云 巾仕立 眞〜事
- 一 出 火 舟 云云 巾仕立 眞〜事
- 一 火 防 巾仕立 眞〜事
- 一 人 殺 云云 麻 防 云云 巾仕立 眞〜事

相子肥不^レ死^レは敢^レて下^レ白人^一不^レ成^レ市^一仕^一事^一
 底^一不^レ死^レ多^レの^一死^レ存^レ之^一お^レ采^一祇^一身^一の^一事^一
 恒^一家^一之^一相^一采^一は^一多^レの^一お^レ子^一市^一仕^一事^一
 妙^一礼^一之^一節^一石^一と^一お^レり^一多^レの^一市^一仕^一事^一
 阿^一之^一れ^一多^レの^一市^一仕^一事^一
 酒^一犯^一人^一市^一仕^一事^一
 乱^一之^一多^レの^一人^一殺^一事^一
 拾^一之^一多^レの^一市^一仕^一事^一
 科^一人^一之^一三^一退^一是^一信^一不^レと^一流^一の^一事^一
 人^一お^レ書^一之^一市^一尋^一之^一成^一の^一事^一
 科^一人^一廟^一為^一尋^一之^一事^一

括^一向^一之^一事^一
 遠^一多^レの^一再^一犯^一市^一仕^一事^一
 宰^一按^一自^一領^一外^一之^一市^一按^一之^一停^一之^一市^一仕^一
 買^一之^一事^一
 是^一番^一人^一市^一仕^一事^一
 重^一科^一人^一死^一骸^一檢^一詰^一之^一事^一
 湯^一頓^一之^一事^一
 也^一宿^一片^一之^一事^一
 不^レ縁^一之^一事^一之^一理^一之^一事^一之^一事^一之^一事^一
 言^一状^一切^一解^一之^一事^一之^一道^一之^一事^一之^一事^一
 貨^一物^一出^一入^一之^一事^一

- 一 紙々宛人と若送あつての書し事
- 一 帯刀いさゝ百姓町人印仕書し事
- 一 新田地、無断家作、いさゝの書し事
- 一 印仕書成り、その、廟所田畑と押張り、その
外し事
- 一 印仕置あがり、その、印親類、預主田出、家
預いさゝの書し事
- 一 年負行役お入用、牒面印、欣ふ、取玉材、及
人外し事
- 一 輕き、あつて、いさゝの、出、家、上、書、ふ、あ、事
- 一 石目、重、お、向、り、住、事、實、山、い、さ、く、い、法、り
- 一 人、之、害、ふ、あ、ら、さ、う、を、衆、折、輕、重、格、別、く、事
- 一 吟、味、事、い、由、書、い、書、事、相、同、い、た、舊、書、法
定、い、外、ハ、子、及、相、亂、事
- 一 金、齋、事、有、り、時、同、題、亦、加、訂、い、由、い、事
- 一 早、進、及、白、狀、い、事、あ、い、事
- 一 印、仕、至、仕、形、之、事

- 一 人、之、害、ふ、あ、ら、さ、う、を、衆、折、輕、重、格、別、く、事
- 一 吟、味、事、い、由、書、い、書、事、相、同、い、た、舊、書、法
定、い、外、ハ、子、及、相、亂、事
- 一 金、齋、事、有、り、時、同、題、亦、加、訂、い、由、い、事
- 一 早、進、及、白、狀、い、事、あ、い、事
- 一 印、仕、至、仕、形、之、事

目安表書初判之書

寺社并寺社領園八列之外

月番

一 和領園八列の目録之寺社領

寺社奉納表書

一 御府目掛の出入

白戸所并寺社領の所

月番

一 寺社に於て先境口借地之有る

町奉行表書

一 御府目掛の出入

一 園八列御領園八列の外御領

月番

一 御府内掛の出入

町奉行表書

一 右取方名之家之出入總之合了御府目掛の出入

七日同方所から紙書出さる事

他方記遺に掛り出入り許定不、二大玉おる事
死にても是は祈りて、蘇生すべしと云ふ事
掛り書入、何日等日許定不、此書に附書
旨書書き、之を祈り掛、月書之と物判
一、度加印

山城

大和

京都所在

近江

丹波

他双方は石田の國々有る事、公所在の事
一、度掛

和泉

河内

大坂所在

摂津

播磨

他右同前、大坂所在の事、一、度掛

右ハ國々内、之を多功大坂所在の事、配遺亦
修玉掛り、出入り、寺社奉り、月書、は初判、
之双方は、右同前、出入り、寺社奉り、月書、は初判、
之の所在、出入り、寺社奉り、月書、は初判、

裁許給、果書加印、之

國境

郡境

法光中加印

裁許

繪圖

三奉り、連下

他右ハ、外、繪、果書、之、裁許、之、合、三、奉り、連下

一 仰領并地頭遠方入 此式支入取捌半

一 之國寺り支配仰代官不元 和領百姓他、お掛入
之亦く寺の仰代官地頭と断者しり方と取上
之及吟味りせし 曰百姓許から取上。る取半

一 地頭と支入と地頭より取方しり地頭と取捌
可お掛由中同取上。る取半又之お掛由地頭
可取上。取支取、之取半。お寄他地頭非合
可取半同取上。取上。取半

一 此式亦い養子あるし入他領掛合許者此方
地頭と取上。同取上。る取半地頭取上。取
事しり地頭取上。取上。取半可お寄半

一 加判人ありて儀儀儀加判人なりり者なり
官能中相違書お掛由ありしり取上。儀儀
此下年と格も有違しり吟味し上取同と右
下取半

一 仰領不百姓支入しり支配人と係儀儀
上。る取半。お寄人。取上。通。取半相
之取上。取上。取半

一 地頭と寺社領より百姓掛の出入し一通地
可取上。取上。取半
一 寺社より領より相掛の出入許あり一通地
可取上。取上。取半

世更上教再教 天第道親 一事

一 法厥尸告之 一通吟味 上雅也 教之難之 級下
同之 勿教也 外口 一 有自書 得相 後 行 亦 親
出 之 過 料 可 尸 付 事 一

此より不教出 世之 故 甘 是 教 尸 付 事 一
遠之 捐 許 治 之 中 若 年 若 中 許 行 亦 事
一 事 之 不 亦 之 若 亦 逐 吟 味 亦 難 之 教 不
出 之 過 料 可 尸 付 事 一

一 親子之 中 之 外 之 親 教 亦 之 一 事 若 治 亦 之
教 亦 再 慈 教 出 之 事 亦 若 治 事 一

一 世 之 教 之 亦 若 治 事 一 若 治 之 事 亦 若 治 事 一

教 出 後 一 年 之 再 慈 尸 付 之 事 亦 若 治 事 一
難 之 教 之 亦 若 治 事 一 若 治 之 事 亦 若 治 事 一

但 難 之 教 之 亦 若 治 事 一 若 治 之 事 亦 若 治 事 一
教 出 後 一 年 之 再 慈 尸 付 之 事 亦 若 治 事 一

一 三 年 之 不 許 出 直 許 定 亦 許 許 語 亦 若 治 事 一
一 若 治 之 事 亦 若 治 事 一 若 治 之 事 亦 若 治 事 一
一 若 治 之 事 亦 若 治 事 一 若 治 之 事 亦 若 治 事 一
一 若 治 之 事 亦 若 治 事 一 若 治 之 事 亦 若 治 事 一

不支死人或地限一通おる二下は櫻おる方
百部より毎事

一 不預出の地を以て不許証と之を裁許政に
為し伺へ上り申す

公方又の味徳の是れく仕り申す

一 公事吟味に及式日之令を以て不許証候に
掛り申す以て是れを日殺不許証吟味と謂ふ
許証候上裁許に申す

從許代官に代掛り申す

重許代官に代掛り申す

一 御天中 一 許司代 一 大坂御城代

一 恙平島 一 御側流 一 許定所一庄

右に令領地申入許出の事不及之記在申裁許
候相伺へ申す

從許代官に代掛り申す

用名留水新田新提川除分出入申す

一 該國村の田を以て惣水新田新提川除分領
地の掛合の出入許出の事御許代官に
地頭家来申す双方除分の取替候に
御許代官に御許出の事御許代官に
申す候に御許出の事御許代官に
申す候に御許出の事御許代官に

御領私領入名に御許出の事御許代官に

- 一 論不之は又國境の境少くは双方之文字給是と信
 五給是と大扱お違はせし不及給使裁許可
 有し入組等中給捨使等も出申す
- 一 折使等少し難安候も國境の境少くは
 御代官村境御代官計之申す
 此入組等中給不効候も之を御代官
 方取見分可有裁許申す
- 一 田畑山根等出入給是書附等と難分地改在
 けしはあつて不及親之取是御代官手代
 等も地改存仕下申す
- 論不身今何書給是と書裁許申す

- 一 論許之町是存列を勿論控り信此面從又
 之又言の因之申す自裁等出上申す給是
 申す控り言は給是入用之許等と給是小
 使可取上出
- 一 給是面ありあお辨等亦書附之切又難言
 込意味と之許は兼書お使許所方お申見
 分方たま之政府有書は給是之詞出入上
 之書附是亦兼書使下申す
- 一 給西論外之方は致知予石不之給許所方
 相方言と肩書し之を申す申す
- 裁許不可用證據書也申す

一 師承不足... 儀狀古體... 出立の書... 取用... 懐ふ不可用也

寺社方許招人取捨之事

一 寺社方許招人... 取捨... 願書... 吟味

一 寺社方許招人... 願書... 吟味

取上り取以律事

一 寺社方許招人... 願書... 吟味

一 寺社方許招人... 願書... 吟味

一 寺社方許招人... 願書... 吟味

一 寺社方許招人... 願書... 吟味

一 大所

一 道賊

一 人教

一人引... 一逆罪... 一各... 一巧...
 一... 一... 一... 一...
 一... 一... 一... 一...

誤證... 一... 一... 一...
 一... 一... 一... 一...

盜賊... 一... 一... 一...
 一... 一... 一... 一...
 一... 一... 一... 一...

一 追加

一 西平方く永平戸多まの

右の四思より北沖は主相伺二下州市一軒二面思

ちんりー一れも後相心由戸之ちあふは首

於て七十月以上一四思に及外皆一

裁許 其書札不修との仰仕置し

一 裁許不請との

中道取

一 裁許不請との

新押

一 裁許相違は内流を首取りの中道取

同所を除くは一も 其国不忠の通

りとの仰仕置し

新押

一 関不難相款は終り一りの

一 同業内い一りの

新押

一 同忠の通りの

新押

一 同忠の通りの

一 口面所と女相違忠の通りの 中道取

一 同忠の通りの 不相違

一 同忠の通りの 村方外

一 同忠の通りの

新押

一 同忠の通りの

新押

白十里四方所為場の内
重之新

一 隠後地不有村方地不有各

七ノ八ノ別
之新及此

打以付方有之新

白十里四方所為場の内
之新

一 隠後地不有持之其人地

白十里四方所為場の内
之新

一 隠後地不有村方同致不有村方物之百姓

白十里四方所為場の内
之新

白十里四方所為場の内
之新

一 田場由後地之度の上

田場の内
野之新及此

打以付方有之新

此也田場由後地不有持之其人地
白十里四方所為場の内
重之新

一 隠後地打掃之其の

白十里四方所為場の内
即磨之 銀之新及

一 同許人仕之其の

同 右ノ新 同 五ノ新

田場由後地不有持之其人地
白十里四方所為場の内
重之新

一 細式場經之新生之其の

之新

一 号教生之村方有之新

之新

一 隠後地不有買之其の

之新

此度之買買之其の

村方有之新

一 村方有之新
白十里四方所為場の内
重之新

此戸可換村戸可なりと記し所合ハカ
トシテ戸籍相付と判る可所合ハ此科也
村中ニ付持地トシテカドカドナキ

- 一 村方出入有リ名難用天相方別合ニ
カト云事或ハ此ハ戸籍相付難用ハ
双方共一村掛ル事ハ此ハ判下ナキ
一方ノ出入ハ苗人トシテ出若此ハ
別類判力ナキハ此ハ判下ナキハ
五人組トシテ此ハ判下ナキハ
判下ナキハ此ハ判下ナキハ
云事判下ナキハ此ハ判下ナキハ

雜用一村掛ル事ハ此ハ判下ナキハ
苗人トシテ此ハ判下ナキハ
此ハ判下ナキハ

- 一 部ハ相方より根籍亦ハ此ハ判下ナキハ
指出ハ此ハ判下ナキハ
可トシテ此ハ判下ナキハ
此ハ判下ナキハ
念ハ此ハ判下ナキハ
乙系地頭相油ハ此ハ判下ナキハ
入用此ハ判下ナキハ
此ハ判下ナキハ

一 山方世方湯子或垣後子等の亦い小高少く家敷
 多切有い家抱下人とも人別割にいりり事
 但妻子人別割に之除事

一 山具持上子款入多地を割りいれい入る百姓に
 同了の高割事

一 多れ入用勸化加多しはいり合つ方ん以中事
 一 亦、割り相を合入るはのい今も通事

一 人別割も不加他もとの有るは仕立事
 人別割も不加他もとの有るは仕立事
 一人別割も不加他もとの有るは仕立事

名に
 二、三、と
 三、四、と
 五、六、と

一 此後其出とては仕置事

一 此中保則その外信原事なる事
 此後其出とては仕置事

一 他は此後信原との事相違にりあつたは
 此後其出とては仕置事
 此後其出とては仕置事

一 此仕置事との兩所事

一 一 大罪
 一 一 微行
 一 一 死罪
 一 一 重罪

一 此加右仕置事りりとの田畑家なる事
 此後其出とては仕置事

欠不_レの家の中_ニ於_テ不及_レ欠不_レ吟味_シ由
致_シ、物_ヲ死_シの_レ以_テ信_ヲ任_セる_ル中_ニ存_スの_レ家_ノ主
人_ト致_シ物_ヲ死_シ之_レ付_シ、一_ニ成_ル而_テ信_ヲ任_セる_ルの_レ付
く_ル欠不_レの_レ中_ニ存_ス。

- 一 妻子_ノ後_ニ存_ス貝_ノ外_ニ存_ス仕_テ済_ム京_ノ持_テ去_リ事_一
- 一 佛_ノ授_ケ人_ノ少_クの_レ重_ニ追_ヒ故_ノ上_ニの_レ關_所任_セ形_ヲ不_レ同_ノ新_一
- 一 中_ニ追_ヒ存_ス故_ノ家_ノ主_ノ存_ス斗_ノ關_所不_レ家_ノ主_ノ存_ス及_テ關_所不_レ私_ノ飲_ル百姓_ノ乙_ノ信_ヲ任_セる_ル中_ニ存_ス關_所不_レ家_ノ主_ノ存_ス及_テ關_所不_レ

欠不_レの_レ中_ニ存_ス地_ノ所_ノ毎_ニ之_レ一_ニ存_ス中_ニ存_ス一_一
但_{シテ}田_ノ細_小質_地地_ノ入_リ動_ク之_レ信_ヲ任_セ又_{シテ}吟_味上_ニ定_法信_任
地_ノ主_ノ相_違違_テ存_ス故_ノ中_ニ存_ス由_テ細_小押_代金_ノ中_ニ存_ス由_テ
之_レの_レ質_地、死_シ之_レの_レ元_金、相_違違_テ存_ス人_ノ主_ノ存_スの_レ中_ニ存_ス、
之_レの_レ地_ノ質_地少_ク之_レの_レ中_ニ存_ス後_ニ存_ス并_ニ之_レの_レ中_ニ存_ス信_任者_ノ一_一
質_地入_リ之_レ地_ノ面_ニ押_代金_ノ中_ニ存_ス先_ニ之_レ年_ノ質_地入_リ之_レ中_ニ存_ス
不_レ定_ル之_レの_レ中_ニ存_ス中_ニ存_ス中_ニ存_ス中_ニ存_ス中_ニ存_ス中_ニ存_ス中_ニ存_ス中_ニ存_ス
一 史_ノ所_ニ在_ル金_ノ成_ル關_所不_レ之_レの_レ中_ニ存_ス持_テ存_ス金_ノ并_ニ物_ヲ持_テ去_リ
田_ノ化_家存_ス故_ノ由_テ信_ヲ任_セる_ル中_ニ存_ス一_一
但_{シテ}妻_ノ之_レの_レ中_ニ存_ス少_ク存_ス之_レの_レ中_ニ存_ス不及_レ欠不_レの_レ中_ニ存_ス

文殊限口方々事

一 田畑屋敷の家を家駈 取上

但他家を家駈するに分る取上は金に之を
吟味し上金に之を以て毎道より有之
味すすお拂り台口金に之より金に之を以
得金に之を以て相後つりし作侍身相限
田畑屋敷に金に之を以て後金に之を以て作徳と
得金に之を以ておの地を之を以て相返り受
店借りあり 家駈取上
但地借りあり家作自分仕と家駈家作
取上りあり

田畑屋敷代賣買りもの

一 田畑屋敷代賣りもの

商人
加判り
取上

一 同買りもの

取上り田畑取上

一 高徒やとく同家新田畑あり外
商人侍よりあり田畑

取上り買り之持

一 質り取らるもの作取ありとく
質り取らるるもの作取ありとく

質り取らるるもの
質り取らるるもの
取上り
商人此

一 隈地よりなる

中道より

質地小作取捌り

一 年季の格々年百質地

流地

但流地より云々... 許おさるる條方...

一 年季より田之質地

年季の格々年百質地

一 年季限るる金子存合

質入り... 流地

一 格々年公之平季留地

廿之取上

質地石許... 別り

年限... 別り

或... 金子地... 相対... 定水帳... 質地... 海...

年季の不信度... 流地

年月の許... 流地

質地之金... 流地... 近人...

地商金の流地

他直出作序と云ふ指弁

一 貨地控又云云宜少市
證又不待云々

貨地定法と云ふ
少市序分不P

一 又貨之地を加判方と證又

之地を、海方定法
と云ふ

一 但又貨と云ふ坊金借張之と云ふ又證判と云ふ
併方と云ふ

一 市集市地守社惣五市

六十里
迄

一 讓渡留入に守社

一 但讓渡留入の地西のお退重と云ふ
證又得書、貨地と證は
控及以云云と云ふ

市集市地守社
惣五市

一 讓證又と得書有しは元祝金
一 控金相渡り有しは元

右月以

一 小作序

一 但作地と云ふ至全其全と云ふ小人控と云ふ
限と云ふ
貨地見限と云ふ
と云ふ序と云ふ

一 小作證又と云ふ小作相違
一 市證又定法と云ふ

一 但直少作と云ふ證又と云ふ分半書入
一 市證又定法と云ふ裁許不P
貨地之全斗裁許
Pと云ふ小作序と云ふ
分と云ふ地西と云ふ小作分
地と云ふと云ふ序と云ふ

一 小作證之書は在實地證文 實地金取金
小作之証書加者

一 家守少作滞信状之通
其相違、如何

一 實地之平賣汁金取金
該地之相和り證文
年季四月
定信、通證文
主、是、加、判
之、名、之、利

一 此平賣以之地面之信度、年季四月
之、定信、通流地、有、兩、在、切、之
通、之、平、賣、汁

一 實入之地面、其力直少作
實地之平賣、其力直少作
地之相納り證文
但右日新
右同新

一 武持平賣上之石田少作者 永新、平、賣

一 實地之金平賣、其力直少作
以、其、金、方、之、旨、及、其、入、之、名、之、利、之、地
日、之、金、之、地
之、相、和、り、流、地
小、作、滞、信、方
平、賣

一 實、其、金、之、地、面、之、小、作、滞、信、之、地
金、之、許、之、如何
此、日、之、通、之、石、田、之、地、面、上、之、相、和、り

一 貨地之金天直小作淨見限滿方戸有金銀少作
 淨見金多之。此持之金見限。通。戸有金。

貨地淨。金見限定

一 五石以下 二十日限 一 五石以上指兩通 宿限
 一 五石以上指石通

一 指石以上中石通 百日限 一 五石以上百石通 宿中限
 一 五石以上百石通

一 百石 以上 百月限 一 百石以上 百月限
 一 百石 以上 百月限

右日限。准一。滿方戸有。此。地。金。多。之。
 一。相。限。之。上。金。之。今。一。身。上。金。一。在。斗。戸。中。

借金銀取掛之由

一 借金限 一 一。切。金。一 官。金

一 書入金 一 一。之。金。一 先。細。金

一 藏人。向。貸。金 一 一。之。金

一 持。入。金 一 一。之。金

一 賣。渡。金。及。其。通。具。取。限。之。多。金。子。借。金。款

一 而。家。人。亦。一。通。具。取。限。之。多。金。子。借。金。款

一 貸。入。金。子。借。金。款

一 右。之。分。迄。享。之。平。日。限。滿。方
 一 戸。有。

一 此。之。日。限。之。及。之。中。一。之。通。具。取。限。之。多。金。子。借。金。款

一 戸部は世に上海方に持てて牙神派に下りて

一 地代店賃金

二十日派派高下り

右二條見限に相済之切金。右所成り上
派方不降之為相派。下り有也。

一 連判控文有之。張信面通。用別力。仲之向多分
信九以定其指。亦戸孫之也。取上之。

一 他控文帳。有之。以仲之向多。相派に有之。
一句取上り有也。

一 同之取付帳。記し借金

下取付帳。有之。

證文

取上り

一 年号有之

一 控文。其相之定書。亦有之。一官取付帳

打付

家賃

質借金

打付

之取付帳。有之。

一 百姓之細子。有借金。出入地。取借。亦有之。其地。取書

一 下。其役人。奥印。有之。其地。取借。不相立。有也。

一 家賃。金。質。借。地。金。其。借。金。家。賃。道。之。控。文。有

一 許。亦。有之。取上り。

一 他。控。文。讓。信。有。由。以。其。控。文。有。之。亦。有。之。

一 取上り。有也。

一 仕入金は... 借入金...
 大... 借入金...
 借入金...
 借入金...

家賃金滞り限定

一 金... 四十日限...
 一 金... 二十日限...
 一 金... 二十日限...
 一 金... 二十日限...

金... 五月... 十月...

一 金... 借入金...
 借入金...
 借入金...

一 寺社... 借入金...
 借入金...
 借入金...

一 借入金... 借入金...

一 借入金... 借入金...

一 借入金... 借入金...

一 借入金... 借入金...
 借入金...
 借入金...

一 諸君の代金債名を乗取らば

外、之を賣取又は買入可也

代金債の押印
代金債の押印
入罪

此先入掌戸代金亦多由少成相成
其の十由六の戸押十由八の押
大買取との君もよく其の
下

一 口船荷物も賣取買入も船荷物押印

一 口船荷物も賣取買入も船荷物押印

代金物代金も買取買入も相成

一 歩高取取船も借取物

取
微門
同罪

右の如く之は海怪又一方に其船船も
船の十由六の戸押十由八の押
已れ十由六の戸押十由八の押

一 口 一 追加
遭難船打取も其船荷物も押印
船の十由六の戸押十由八の押
口船荷物も押印

一 日

口形路の荷に別合村中

まき

一 日

同百担の内主事お運毎任

主追放

一 日

同益之何配分取百姓

受合と京上村の

借金 白紙の形に借金借貸は

即仕置

借金 白紙の形に受地借もたれり
とのあり得る方不足は双方に
借金借貸は

借金借貸の形に受地借もたれり

下中

借金借貸の形に受地借もたれり

一

借金借貸の形に受地借もたれり

借金借貸の形に受地借もたれり

借金借貸の形に受地借もたれり

一

借金借貸の形に受地借もたれり

借金借貸の形に受地借もたれり

借金借貸の形に受地借もたれり

一 宗之御下宿り人仕法金銀人合 白丁十里四方 好之致

一 宗之御下宿り人之智相法 二十日限法方 二一舟

一 宗之御下宿り人掛の御下

一 宗之御下宿り人との宿り人へ出

一 宗之御下宿り人との宿り人へ出

一 宗之御下宿り人との宿り人へ出 之智令之宿り人 兼用此宿り人 二十日限法方

一 宗之御下宿り人との宿り人へ出 他も宗人宿り人方、行名宿り人仕法金銀人合

一 宗之御下宿り人との宿り人へ出 又、宗之御下宿り人との宿り人へ出、兼用此宿り人合

一 宗之御下宿り人との宿り人へ出 宗之御下宿り人との宿り人へ出、兼用此宿り人合

一 宗之御下宿り人との宿り人へ出 是れ一舟を之に宿り人合、兼用此宿り人合

一 宗之御下宿り人との宿り人へ出 宿り人合、兼用此宿り人合

一 武士方町方を之に宿り人合 宿り人合、兼用此宿り人合

一 宗之御下宿り人との宿り人へ出 宗之御下宿り人との宿り人へ出、兼用此宿り人合

一 宗之御下宿り人との宿り人へ出 他、宗之御下宿り人との宿り人へ出、兼用此宿り人合

一 宗之御下宿り人との宿り人へ出 一人宿り外宗人宿り人合、兼用此宿り人合

一 宗之御下宿り人との宿り人へ出 但十人余、之に宿り人合、兼用此宿り人合

一 宗之御下宿り人との宿り人へ出 宗之御下宿り人との宿り人へ出、兼用此宿り人合

一 宗之御下宿り人との宿り人へ出 宗之御下宿り人との宿り人へ出、兼用此宿り人合

一 宗之御下宿り人との宿り人へ出 自分と名を宿り人合、兼用此宿り人合

一 宗之御下宿り人との宿り人へ出 但宗之御下宿り人との宿り人へ出、兼用此宿り人合

一 宗之御下宿り人との宿り人へ出 但宗之御下宿り人との宿り人へ出、兼用此宿り人合

此乃致之者也 死罪

一人は仕事とあるはあまのく愛死を
所押

一人は仕事と不相見致す死を不許
分り此

一 居て難也と致す死を致す
死罪

一 一人は別合事致す
重敵

一 一人は仕事と不相見致す死を不許
白戸押

一 一人は仕事と不相見致す死を不許
白戸押

一人は仕事と不相見致す死を不許

一 一人は仕事と不相見致す死を不許
白戸押

一人は仕事と不相見致す死を不許
同罪

一 一人は仕事と不相見致す死を不許
白戸押

一 一人は仕事と不相見致す死を不許
不許也

一 諸人、之なるを、一、あるは

候引か、又、其、賣、り、の、

犯罪

一 組合人者、其、子、の、内、の、員、か、之、

を、其、子、の、人、致、方、者、之、人、か、之、

其、の、子、の、人、致、方、者、之、人、か、之、

之、人、致、方、者、之、人、か、之、

組合人者、其、子、の、内、の、員、か、之、
組合人者、其、子、の、内、の、員、か、之、
其、の、子、の、人、致、方、者、之、人、か、之、
其、の、子、の、人、致、方、者、之、人、か、之、
其、の、子、の、人、致、方、者、之、人、か、之、

一 組合人者、其、子、の、内、の、員、か、之、

其、の、子、の、人、致、方、者、之、人、か、之、

其、の、子、の、人、致、方、者、之、人、か、之、

其、の、子、の、人、致、方、者、之、人、か、之、

組合人者、其、子、の、内、の、員、か、之、
組合人者、其、子、の、内、の、員、か、之、
其、の、子、の、人、致、方、者、之、人、か、之、
其、の、子、の、人、致、方、者、之、人、か、之、
其、の、子、の、人、致、方、者、之、人、か、之、

同罪

但、此、全、相、係、の、其、諸、人、の、科、も、之、人、の、科、
之、人、の、科、も、之、人、の、科、

其、の、子、の、人、致、方、者、之、人、か、之、

一 諸人、之、なるを、一、あるは

其、の、子、の、人、致、方、者、之、人、か、之、

其、の、子、の、人、致、方、者、之、人、か、之、

其、の、子、の、人、致、方、者、之、人、か、之、
其、の、子、の、人、致、方、者、之、人、か、之、
其、の、子、の、人、致、方、者、之、人、か、之、
其、の、子、の、人、致、方、者、之、人、か、之、

一 其、の、子、の、人、致、方、者、之、人、か、之、

其、の、子、の、人、致、方、者、之、人、か、之、
其、の、子、の、人、致、方、者、之、人、か、之、
其、の、子、の、人、致、方、者、之、人、か、之、
其、の、子、の、人、致、方、者、之、人、か、之、

拾子シロコの海子シロコに仕置シロコす

一 金子シロコの拾子シロコと世間シロコの拾子シロコの徴シロコ

但シロコ方シロコの拾子シロコの徴シロコ

一 拾子シロコの拾子シロコの徴シロコの徴シロコの徴シロコ

又シロコの拾子シロコの徴シロコの徴シロコの徴シロコ

方シロコ人シロコの拾子シロコ
方シロコ人シロコの拾子シロコ
方シロコ人シロコの拾子シロコ

他シロコの拾子シロコの徴シロコの徴シロコの徴シロコ

養シロコの拾子シロコの徴シロコの徴シロコの徴シロコ

一 拾子シロコの拾子シロコの徴シロコの徴シロコの徴シロコ

他シロコの拾子シロコの徴シロコの徴シロコの徴シロコ

拾子シロコの拾子シロコの徴シロコの徴シロコの徴シロコ

養シロコの拾子シロコの徴シロコの徴シロコの徴シロコ

他シロコの拾子シロコの徴シロコの徴シロコの徴シロコ

拾子シロコの拾子シロコの徴シロコの徴シロコの徴シロコ

拾子シロコの拾子シロコの徴シロコの徴シロコの徴シロコ

拾子シロコの拾子シロコの徴シロコの徴シロコの徴シロコ

拾子シロコの拾子シロコの徴シロコの徴シロコの徴シロコ

拾子シロコの拾子シロコの徴シロコの徴シロコの徴シロコ

拾子シロコの拾子シロコの徴シロコの徴シロコの徴シロコ

拾子シロコの拾子シロコの徴シロコの徴シロコの徴シロコ

拾子シロコの拾子シロコの徴シロコの徴シロコの徴シロコ

一 事と隠し買女お類あぢい

二重敵

一 賣物とて却て後世の妻

死罪

口公せしる子買女あぢい

但し猶いふまの婦。今もあぢい買女とてあぢい
盗ちてあぢいあぢいあぢいあぢいあぢい

願高きよん人作位置く事

一 あえぢいあぢいと風あぢい

合子十右の下の罪あぢい
横り十右の下の罪
死罪

此先入宰。お取所。京傳に。あぢい。格西の上

合子十右の下の罪あぢい
合子十右の下の罪
入墨敵

い下れる人斬。逆助合。お取所。あぢい

一 傳。あ特生お取所あぢい

合子十右の下の罪あぢい
合子十右の下の罪
死罪

追加
但しあぢい

合子十右の下の罪あぢい
合子十右の下の罪
入墨敵

巧い傳とてお取所あぢい

一 後金傳とてお取所あぢい

一 後金傳とてお取所あぢい

一 主人とてお取所あぢい

一 引取とてお取所あぢい

合子十右の下の罪あぢい
合子十右の下の罪
死罪
入墨敵
合子十右の下の罪あぢい
合子十右の下の罪
死罪
入墨敵

中へくしあはるゝ

白あはる

但し主人先親類と身上を奪ひ行負金と三分一
五分一亦十分一相侵之者人出牢之上返り
上持以事多度し主人方にお掛ぬ下り各事
密通律位置之事

一 密通いゝ一 妻

死罪

一 密通いゝ一 男

死罪

一 密通いゝ一 妻の又と殺す女

引也 磔

但實に妻と殺す女は引也又引也律難に男 磔

一 密通いゝ一 妻の又と殺す男

磔

一 主人の女房に密通いゝ女に付はる

死罪

一 去収と不取他は縁女

髪と智親之、お席

但去と不取持いゝは之の科

一 去収と去不女他は縁女に親之

科

但呼ばぬ男は引也

一 主人の娘と密通いゝは之の

中道に

但娘は引也と所親之、相侵之

一 主人の娘、密通いゝ女に引はる

不引

一 妻の密通いゝ女に引はる

引也相侵

一 下女下男に密通

主人に引はる

一 主人の妻に密通いゝは之の

引也 磔

女に 死罪

加

幼女、不保、一悟、承、致、せ、る、事

其、事

一

他、之、家、事、又、一、所、人、等、下、女、之、家、通

男、一、下、一、押

一

思、入、り、の、事

女、主、人、公、法、事、之、後

一

女、侍、公、之、一、押、白、不、保、の、事

重、追、致

一

養、女、共、其、娘、と、致、家、通、の、事

男、女、共、獄

一

姉、妹、伯、母、姑、と、致、家、通、の、事

男、女、共、非、人、の、下

一

離、る、状、を、後、妻、と、呼、ぶ、事

所、一、押

一

他、行、欲、し、一、所、と、し、て、後、に、最、終、に、一、下、一、押

男、女、共、一、下、一、押

一

家、通、し、男、女、共、妻、と、致、す

死、罪

一

他、若、家、事、所、出、去、り、妻、公、之、心、事、事、一、下、一、押

死、罪

一

女、口、公、女、之、不、保、相、と、一、所、或、家、通、の、事

男、女、共、一、下、一、押

一

忠、入、り、男、女、共、教、訓、の、事、と、一、所、一、下、一、押、の、事

一

妻、方、之、女、家、通、し、一、所、一、下、一、押、の、事

中、追、致

一

妻、方、之、女、侍、公、之、一、押、白、不、保、の、事

一

妻、方、之、女、と、家、通、し、一、所、一、下、一、押、の、事

所、一、押

一

夫、方、之、女、家、通、し、一、所、一、下、一、押、の、事

男、女、共、中、追、致

一

家、通、し、後、に、一、所、一、下、一、押、の、事

縁、持、担、担、娘、と、致、不、保、の、事、切、教、訓、の、事

一 縁持物主娘と不義の男
是面は縁持物主娘と不義の男
娘を切殺し親

一 縁持娘と不義の男
但女の娘と利親之お徳

一 不依之相討死す
男女の中相果は女の事

一 但一方の命令下す人
死骸取れ力帯

一 双方の命令下す
非人下

一 主人と下女お討死す
非人下

一 女に命令下す
非人下

一 女に命令下す
非人下

女に命令下す

一 寺行僧

寺行僧

一 不化僧之類

不化僧之類
四上中寺能取、
お徳寺信し、
二つ打ちお不化僧
之類

一 密通僧

密通僧

之為儀不交不致仕事

一 之鳥流
不交不致
類之儀と節のもの
之儀は宗申は是
之儀

但勤の事人信人
お徳寺信し、
二つ打ちお不化僧
之類

一 日修法と信の上節のもの
之儀

但改宗之後の中よりあるは、重道殿

一 同傳法と信長との、信長が

右田新

世信いふことの

但改宗之後の中よりあるは、田畑取上り

一 同傳法との打ちあひの、信長が

但傳法と信長改宗之後の中よりあるは、田畑取上り

一 同傳法との打ちあひの、信長が

右田新

大抵村方のこの内儀といふを

右田新
信長が

不取よおめて、

一 同傳法と信長との

右田新

但改宗自今右宗と持つ向ふは、信長が

新親と神の仰り先奇特夫説傳信長

一 新親と神の仰り先奇特夫説傳信長

一 奇特異説口觸一人集

右田新
信長が
同傳法
田畑取上り
信長が

但町方立方七人集りて一宿之立立重料紙
六人紙料三斗目上地主不許とて所立紙立
取儀取上

変死と云と内澄少と云其の事内澄少

一 変死と云と内澄少と云其の事内澄少 遍塞

之立内澄少打取退之立内澄少

一 之立内澄少打取退之立内澄少

打筒取寄

南

一 之立内澄少打取退之立内澄少

取退之立内澄少

家財取上
非人子下

一 取退之立内澄少

家財取上
白戸拂

一 之立内澄少打取退之立内澄少

竹葉と云と内澄少

家財取上
之料
子費又或は之費又或

取退之立内澄少

一 武士の立内澄少打取退之立内澄少

西の答振りとの

入墨取上
之料

一 之立内澄少打取退之立内澄少

之立内澄少打取退之立内澄少
之立内澄少打取退之立内澄少
取退之立内澄少

之立内澄少打取退之立内澄少
之立内澄少打取退之立内澄少

一 同地主

同地主

但みヶ年迄之代目返り外らつて之の
地は之の年迄返り外らつて之の

之の不及也

但左方也引り

一 部向之寄附持費打取戻之寄附供進一件之内を
多量之寄附平道所敷方之良所宛て引りお向り
但不押心之寄附金之持費一廻之右
引りお向り

一 引り寄附之持費引りお向り 色料

引り寄附引りお向り 中道之敷

引り寄附引りお向り 寄附金之持費引りお向り 寄附書

一 引り不百姓引り寄田畑買地引り金子信引りお向り
敷引り引りお向り引りお向り引りお向り引りお向り引りお向り

引り寄附引りお向り引りお向り引りお向り引りお向り

一 引り寄附引りお向り引りお向り引りお向り引りお向り
引りお向り引りお向り引りお向り引りお向り引りお向り
引りお向り引りお向り引りお向り引りお向り引りお向り

引りお向り引りお向り引りお向り引りお向り引りお向り

引りお向り引りお向り引りお向り引りお向り引りお向り

一 引り寄附引りお向り引りお向り引りお向り引りお向り

引り寄附引りお向り引りお向り引りお向り引りお向り

引り寄附引りお向り引りお向り引りお向り引りお向り

一 引り寄附引りお向り引りお向り引りお向り引りお向り

口獄 罪門

一 盜二致と致後意人家押せり之
合三罪也 罪門

但忠入りてせしめ盜二致と致人 存せり之の 罪門

一 盜入りてせしめ外に家に入る 罪門

同罪 罪門

一 盜二致と致意の一人家押せり之
合三罪也 罪門

同罪 罪門

但合なりて致すは 合三罪也 罪門

同罪

一 盜入りてせしめ外に家に入る 罪門

同罪

一 盜入りてせしめ外に家に入る 罪門

同罪

一 盜入りてせしめ外に家に入る 罪門

同罪

合三罪也 罪門

一 盜入りてせしめ外に家に入る 罪門

同罪

一 一回及りぬりと物盗物との 入田忌

一 途中より小盗物との 之

一 物たる揃りぬと生るなる 重之

一 物たる揃りぬとの

一 湯屋にまゐる物との 之

一 物と盗人との言りぬとの 物押

一 盗物たるは世に致れぬとの 之

一 盗物たるは致りぬとの 之

一 盗物買 入書上高

一 近年米廿のりぬと物とのハ死罪

一 盗物たるは下中おるぬと死罪 三科

一 物と盗物との 盗物との 盗物との

一 盗物との

一 盗物たるは竹木に合致物との 重之

一 盗物たるは竹木に合致物との 中道

一 盗物たるは竹木に合致物との 持運

一 盗物たるは竹木に合致物との 盗物

一 盗物たるは竹木に合致物との 但ぬと死罪

一 物を盗むは罪なり

盗むは罪なり

一 盗むは罪なり

盗むは罪なり

一 盗むは罪なり

盗むは罪なり

一 盗むは罪なり

盗むは罪なり

一 盗むは罪なり

盗むは罪なり

一 盗むは罪なり

盗むは罪なり

一 盗むは罪なり

盗むは罪なり

一 盗むは罪なり

盗むは罪なり

一 盗むは罪なり

盗むは罪なり

一 盗むは罪なり

盗むは罪なり

一 盗むは罪なり

盗むは罪なり

一 盗むは罪なり

盗むは罪なり

一 盗むは罪なり

盗むは罪なり

一 盗むは罪なり

盗むは罪なり

一 盗むは罪なり

盗むは罪なり

高買と云ふは買ひかた致し金と云ふは買ひかた

一 買物に相返代金に當り主不足の向一の致物金に終
人不足と買物に相返代金買主不足の相返金に
相返金も買物に相返代金買主不足の相返金に
買物に相返代金に當り主不足の向一の致物金に終
人不足と買物に相返代金買主不足の相返金に

一 買物に相返代金に當り主不足の向一の致物金に終
人不足と買物に相返代金買主不足の相返金に
相返金も買物に相返代金買主不足の相返金に
買物に相返代金に當り主不足の向一の致物金に終
人不足と買物に相返代金買主不足の相返金に

但高買と云ふは買ひかた致し金と云ふは買ひかた

一 組合し定買と云ふ高買組合し不入

高買と云ふは買ひかた致し金と云ふは買ひかた

一 紛争との所請と云ふは買物に相返代金に
買物に相返代金に當り主不足の向一の致物金に終
人不足と買物に相返代金買主不足の相返金に

但町請と云ふは買物に相返代金に

買物に相返代金に當り主不足の向一の致物金に終

一 買物に相返代金に當り主不足の向一の致物金に終
人不足と買物に相返代金買主不足の相返金に
相返金も買物に相返代金買主不足の相返金に
買物に相返代金に當り主不足の向一の致物金に終
人不足と買物に相返代金買主不足の相返金に

重なりと後援は... 双方詮議可
致事

但此の羅神... 作畧可致事

倒死無... 子孫出... 唐借地借...

一 倒死無... 不許... 石... 口... 子... 又

但此の家... 借地借家

一 妻死... 借地借家... 料

一 妻死... 各... 又

拾ひ物... 料

拾ひ物... 主、相返拾ひ... 可也

一 拾ひ物... 之拾ひ... 料

一 拾ひ物... 料

一人の向引たるもの

死罪

一人の向引たるもの
向引たるもの別合賣を合々茶
取らるもの

重罪迄

謀書係判いふもの
謀書係判いふもの

獄門

但加判人死罪

重罪迄

謀由と心取れしむせ証をいふもの
大れ張れ捨又いふもの

死罪

又これ又いふもの

造恨たる人の心も証をいふもの

死罪及行状を
中絶せ

証張れ亦これ又いふもの

巧者又かゝるもの
巧者又かゝるもの

佛伊也

かたし中事しと証をいふもの
かたし中事しと証をいふもの

死罪

但首座たるもの
但首座たるもの

佛伊也

巧成事しと証をいふもの
巧成事しと証をいふもの

獄門

但子に助成たるもの
但子に助成たるもの

死罪

一 巧と人との御しは教の因

人新治り
獄門

一 毎夜行きてくもの

不の物れは

但り教の中追放

死罪

一 追加

ある催役さ或は物ある面を
人と海路亦、夜歩御せもの

中追放

但り教の中追放

一 重罪は人との御しは教の因

死罪

一 願ふ信候と叶ふ御しは教の因

許し御

建られたる御しは教の因

但り教の中追放
あるては御しは教の因

その他新しき御しは教の因

一 交りて人との御しは教の因

他家より人との御しは教の因

一 賣人買人の御しは教の因

一 掛りて御しは教の因

親人
許人

殊

一 親人の御しは教の因

相与より一学能く其何れ許人か人か其亦能く
佛任主つて其何れ

似人く非通く其何れ許人か人か其亦能く

親人非通く其何れ許人か人か其亦能く

佛慶より其何れ許人か人か其亦能く

人と其何れ許人か人か其亦能く

似人巧も其何れ許人か人か其亦能く

毒薬も其何れ許人か人か其亦能く

似人其何れ許人か人か其亦能く

似人其何れ許人か人か其亦能く

似金銀振りて其何れ許人か人か其亦能く

似人其何れ許人か人か其亦能く

似人其何れ許人か人か其亦能く

似人其何れ許人か人か其亦能く

似人其何れ許人か人か其亦能く

似人其何れ許人か人か其亦能く

似人其何れ許人か人か其亦能く

似人其何れ許人か人か其亦能く

似人其何れ許人か人か其亦能く

似人其何れ許人か人か其亦能く

相与より一学能く其何れ許人か人か其亦能く

佛任主つて其何れ

似人く非通く其何れ許人か人か其亦能く

親人非通く其何れ許人か人か其亦能く

佛慶より其何れ許人か人か其亦能く

人と其何れ許人か人か其亦能く

似人巧も其何れ許人か人か其亦能く

毒薬も其何れ許人か人か其亦能く

似人其何れ許人か人か其亦能く

似人其何れ許人か人か其亦能く

似金銀振りて其何れ許人か人か其亦能く

似人其何れ許人か人か其亦能く

似人其何れ許人か人か其亦能く

似人其何れ許人か人か其亦能く

似人其何れ許人か人か其亦能く

似人其何れ許人か人か其亦能く

似人其何れ許人か人か其亦能く

似人其何れ許人か人か其亦能く

似人其何れ許人か人か其亦能く

似人其何れ許人か人か其亦能く

市井 還佛之日、同格乃公之焼、其年、辛日、可
上院、其く、市

但、市、其、還、佛、之、日、同、格、乃、公、之、焼、其、年、辛、日、可、
上、院、其、く、市

大、中	五、十、日、日、續
大、文、主	三、十、日、押、也
家主	三、十、日、押、也
月、日、司	三、十、日、押、也
五、人、組	二、十、日、押、也

凡、上、院、其、還、佛、之、日、同、格、乃、公、之、焼、其、年、辛、日、可、
上、院、其、く、市

但、凡、上、院、其、還、佛、之、日、同、格、乃、公、之、焼、其、年、辛、日、可、
上、院、其、く、市

市、井、其、還、佛、之、日、同、格、乃、公、之、焼、其、年、辛、日、可、
上、院、其、く、市

一 相子より不倫を為し仕掛之を非 康多

一 月女傷人之數りもの 引上 死罪

一 過ちりしもの 引上 死罪

一 後私系流溺死等しを私にまをすを非

一 車を引掛くを教へし教ふを引上 死罪

他人に不當方を引りしものいふを私車に荷を
まをすを私車 引上 死罪

一 日怪家致させりもの 上

他人に不當方を引りしものいふ中道私車に荷を
まをすを私車 引上 死罪

一 牛馬を牽掛くを教りもの 死罪

一 日怪家致させりもの 中道 死罪

一 口論の上人、麻酔行物、致しもの 中道 死罪

他人に世に難成れし行物、まをすを私車

一 別難し妻を麻酔しもの 入部 死罪

一 人よ麻酔、之の傍に代麻し、可人 引上 死罪

一 不依多女 引上 死罪

一 非人かしきり、實り妻を私親 引上 死罪

他人に方々を引得しを教りて死罪

一 中道 引上 死罪

但し白り

一 毒句より人と教へるもの 獄門

但毒句より人を死せしむるもの 引上獄門

一 地主を殺すもの 死罪

一 口を殺すもの 死罪

一 之を殺すもの 死罪

一 口を殺すもの 引上獄門

一 死を待たせしむるもの 獄門

一 他人を殺すもの 死罪

一 人を殺すもの 死罪

但殺す人殺すもの 死罪

一 自らの悪を隠すもの 死罪

一 教書より麻防を論議するもの 死罪

一 人よ遠限を合はざるもの 死罪

一 但切教へるもの 死罪

一 同宿所より他人を教へるもの 死罪

一 但寺の物に一等重しもの 死罪

一 足利所より百姓を殺すもの 死罪

一 口を殺すもの 死罪

一 人を殺すもの 死罪

一 半條の親 死罪

一 自性有之その之及死に性之母之如平念
因余者其奈死に性を吟味余者其死に
紛せよ其死に相之不及下之人也

一 性之及相果りとの相之即性也
弓矢炮を教あつてしりて
人を教りて也
吟味の上の性
相之即性也

一 但相果りとの相之即性也
性の中にも其の中にも
一 性之及相果りとの相之即性也
性の中にも其の中にも
性之及相果りとの相之即性也
性の中にも其の中にも

一 性之及相果りとの相之即性也
性の中にも其の中にも
性之及相果りとの相之即性也
性の中にも其の中にも

一 性之及相果りとの相之即性也
性の中にも其の中にも
性之及相果りとの相之即性也
性の中にも其の中にも

一 性之及相果りとの相之即性也
性の中にも其の中にも
性之及相果りとの相之即性也
性の中にも其の中にも

一 性之及相果りとの相之即性也
性の中にも其の中にも
性之及相果りとの相之即性也
性の中にも其の中にも

一 是恨ある拾人の信信書

改取
獄
口

積蓄しと人を教ふる事

但人子世評ふある事、此有罪難む人教

底評ふ事、前撰人中信教

一日積蓄致信書未抄さる事、改取
重中道教

あつとく

但る積人新撰

酒和入信信書事

一 酒和少く人と教ふ事、下子人

但る教、その主人、親教あし、子人行と教

あつとく、あつとく

一 酒和あつとく人、あつとく負の事

底とす、志平金
此、信信代力、
あつとく

但此評ふ事、あつとく人、あつとく外、常人

あつとく、あつとく

一 信信代、あつとく信多女

中小姓、あつとく
銀、あつとく

後士、あつとく

足部中、あつとく

但所人百姓、信信代、所人百姓、あつとく

信信代、あつとく

一 信信代、あつとく

刀、あつとく

一 酒和あつとく人と打擲さる事

信信代、あつとく

一 何程を法に具と指ししもの

さてこの二つは
後人等も同じく
ふか身をもつて
ふか身をもつて
ふか身をもつて
ふか身をもつて
ふか身をもつて
ふか身をもつて

一 何あつたかしてかして法に具と指ししもの
夫れは人の手指ししもの
何れは人の手指ししもの
何れは人の手指ししもの
何れは人の手指ししもの
何れは人の手指ししもの
何れは人の手指ししもの
何れは人の手指ししもの

重なりて人の手指ししもの

一 乱心かく人教りしもの

一 乱心かく人と教りしもの
下の人を乱れしもの
下の人を乱れしもの
下の人を乱れしもの
下の人を乱れしもの
下の人を乱れしもの
下の人を乱れしもの
下の人を乱れしもの

一 乱心かく人と教りしもの
下の人を乱れしもの
下の人を乱れしもの
下の人を乱れしもの
下の人を乱れしもの
下の人を乱れしもの
下の人を乱れしもの
下の人を乱れしもの

一 乱心かく人と教りしもの
下の人を乱れしもの
下の人を乱れしもの
下の人を乱れしもの
下の人を乱れしもの
下の人を乱れしもの
下の人を乱れしもの
下の人を乱れしもの

一 乱心かく人と教りしもの
下の人を乱れしもの
下の人を乱れしもの
下の人を乱れしもの
下の人を乱れしもの
下の人を乱れしもの
下の人を乱れしもの
下の人を乱れしもの

一 乱心かく人と教りしもの
下の人を乱れしもの
下の人を乱れしもの
下の人を乱れしもの
下の人を乱れしもの
下の人を乱れしもの
下の人を乱れしもの
下の人を乱れしもの

一 乱心かく人と教りしもの
下の人を乱れしもの
下の人を乱れしもの
下の人を乱れしもの
下の人を乱れしもの
下の人を乱れしもの
下の人を乱れしもの
下の人を乱れしもの

拾五の節に下りて表の目録に記ししもの

一 圖所収 一 條書簿新

大し八分ありしは、諸般帳之に白紙を貼るの
先、口紙を内白紙に貼るは、苗人白紙に貼る
は、

他務向口向くは、之を貼るは、其のより進出候
は、

口紙を貼るは、

一 之を貼るは、

口紙を貼るは、
口紙を貼るは、

一 之を貼るは、
死罪

卒後、口紙を貼るは、
口紙を貼るは、

一 卒後、口紙を貼るは、
口紙を貼るは、

卒後、口紙を貼るは、

卒後、口紙を貼るは、
口紙を貼るは、

一 卒後、口紙を貼るは、
口紙を貼るは、

卒後、口紙を貼るは、
口紙を貼るは、

口紙を貼るは、
口紙を貼るは、

但石曰新

能く煙地をく
不乃るべき
可相成

追加 不縁之妻と理をく小集の之の節は事

一 年書子の子を不縁の妻と云ふ者
死罪
不縁の妻の子を不縁の妻と云ふ者
死罪
之を不縁の妻と云ふ者
死罪
之を不縁の妻と云ふ者
死罪

他人の私物を盗むは其の罪は重しといはれ
盗人重罪と云ふ

書状の解令を以て控へて居るは事

一 金子入の事は其の罪は重しといはれ
死罪

質物出入取柄に事

一 今月内之質物の借交は八月迄と
流す事

一 行足相辨金質物に借交は事
其の不潔は事

但質物賣之る事は之令一倍に後成金
乃相成は事

一 主人と判り質物取戻は味は事

質物相違、取立控文、付之、上質物帳、所持
い、質屋
家持
江戸押

追加

取立控人と寄送、不、し、り、控、事

取立控人、と、寄送、も、不、加、事

取立控

押

寄次、送、不、し、り、あ、事

向立

江戸偏取上

年、白料

他、取、り、あ、り、向、立、事、あ、り、各、名、は、後、上

追加

第一、刀、り、の、白、姓、河、合、住、事、一

一、自分、の、没、事、方、は、其、白、姓、河、入、押、事、一

向立

江戸偏取上

新田地、は、其、家、持、り、事、一

一、新田地、は、其、家、持、り、事、一

家持

一、新田地、は、其、家、持、り、事、一

一、新田地、は、其、家、持、り、事、一

向立

江戸偏取上

一、新田地、は、其、家、持、り、事、一

向立

江戸偏取上

一、新田地、は、其、家、持、り、事、一

一、新田地、は、其、家、持、り、事、一

一、新田地、は、其、家、持、り、事、一

一、新田地、は、其、家、持、り、事、一

一、新田地、は、其、家、持、り、事、一

従ふ女に成りし所産雖獨り此に記すは其意也
其意は其の相面を御持事印も又
由新より且 御國見候御持事記し
任敷不仕着候持事任候御持事記し
公儀白く其意は其の相面を御持事
記し候御持事記し候御持事記し
記し候御持事記し候御持事記し

一 年貢諸役村入目録面書ある百姓、不相見え
取立し取立玉ありし
名主役御持事
御持事
御持事

他名之組及私欲を以てあつては名主御持事
取立新に組及私欲を以てあつては名主御持事

御持事
御持事

一 子損る料
其の以候く由り日公上入事御持事
其意は其の相面を御持事
御持事
御持事

御持事
御持事

一 教陽信をく可威との以律、内法向尸方からて、
返る不及也也

石同重り相聞、是事實にあらんは、
くく害より、罪科に重格別也

一 從業控致高買、その罪罪にあり、
人命より、害より、害格也

一 押一押おし、道より、其情を大小に格を相違、
他へ損失なき、是に格格也

一 物賣り、そのもの、
賣り、も同前、及、賣り、又、
賣り、格格也

一 人と教、そのと、
苗字、
と、
と、

一 惣之制、
律書と徳武、
と、

一 大く、
吟味、
也、

一 惣之、
也、

不_レお_レ紀_レら_レる_レが_レ麻_レ街_レの_レ味_レと_レ指_レ相_レ無_レ一_レ也_レ

川_レ半_レ也

追加

金_レ得_レま_レる_レ時_レ同_レ類_レ亦_レ加_レ判_レの_レ也_レ

早_レ中_レ及_レ白_レ灰_レの_レ也_レ

惣_レら_レ金_レ得_レま_レる_レ時_レは_レ教_レ亦_レ加_レ判_レの_レ也_レ
早_レ中_レ及_レ白_レ灰_レの_レ也_レ律_レ計_レの_レ也_レ相_レ無_レの_レ也_レ
大_レ多_レ中_レ及_レ白_レ灰_レの_レ也_レ自_レ中_レ羅_レ相_レの_レ也_レ也_レ

一_レ印_レ仕_レ置_レ仕_レ形_レの_レ也_レ

一_レ張_レ物

一_レ目_レ引_レ回_レの_レ也_レ肩_レの_レ刀_レ目_レと_レ入_レ行_レ張_レ血_レと_レ指_レ信_レの_レ也_レ

一_レ至_レ二_レ日_レ晒_レ物_レの_レ也_レと_レも_レ及_レの_レ也_レ時_レに_レ力_レ強_レの_レ也_レ

但_レ田_レ畑_レ多_レる_レ也_レも_レ外_レ所_レ

一_レ礫_レ石

一_レ厚_レ多_レ石_レ門_レの_レ也_レと_レ礫_レ石_レの_レ也_レと_レ同_レ類_レの_レ也_レ
と_レも_レ及_レの_レ也_レと_レ同_レ類_レの_レ也_レと_レ同_レ類_レの_レ也_レ
と_レも_レ及_レの_レ也_レと_レ同_レ類_レの_レ也_レと_レ同_レ類_レの_レ也_レ

一_レ獄_レ門

一_レ厚_レ多_レ石_レ門_レの_レ也_レと_レ礫_レ石_レの_レ也_レと_レ同_レ類_レの_レ也_レ
と_レも_レ及_レの_レ也_レと_レ同_レ類_レの_レ也_レと_レ同_レ類_レの_レ也_レ
但_レ於_レ中_レ固_レの_レ也_レと_レ同_レ類_レの_レ也_レと_レ同_レ類_レの_レ也_レ

一 大罪

引ひこしはるゝのりあつては罪。なほは
火をけしあつては罪。なほは
他物なめくはるゝのりあつては罪。

一 斬罪

後身は門放りては罪。なほは
換使の中目取町より但願するは罪。

一 死罪

首と別死骸を拾はるゝのりあつては罪。
他願するは罪。

一 下子人

首と別死骸を拾はるゝのりあつては罪。

他願するは罪。

一 晒

旅日中拾はるゝのりあつては罪。

他願するは罪。なほは
他願するは罪。なほは

一 違ふ由

江戸分遣罪のもの。なほは
新島神津等。なほは
大坂。なほは
他田畑。なほは

宮廷之政所 指場所

武元 相模 上野 下野 安房 上総
下総 常陸 山崎 指津 水泉 大和
肥前 東海 白前 本曾 海部 甲斐 駿河
比田 細 糸 安 國 不 家 武 世 後

中 廷 之 政 所 指 場 所

武元 山崎 指津 水泉 大和 肥前
東海 白前 本曾 海部 下野 日光 甲斐
甲斐 駿河
比田 細 糸 安 國 不 家 武 世 後

御 廷 之 政 所 指 場 所

白戸 十白 四方 京 大坂 東海 白前 日光
日光 甲斐 駿河

他 外 所 右 田 所

右 重 中 御 廷 之 政 所 之 任 所 之 事 加
相 持 任 所 之 事 離 他 之 事 之 事 加
任 所 之 事 國 之 事 之 事 加
傷 不 事 所 之 事 加

一 右 廷 之 政 所 之 任 所 之 事 加
場 大 小 之 事

一 進 加
於 京 廷 重 廷 之 政 所 之 任 所 之 事 加
指 場 之 事

河内口内口内及今國と昔も中持迄及ぶ程
早〜

一 江戸十甲四方格致 日中格より四方甲之

但去方々々の格致格致格致格致格致
利欲拍り口口田加多事安方不之事負
事を事あり〜〜家格を〜格不

一 江戸押 品川 坂板 子住 西出格

四谷大馬戸より四作格

但右目以

下不深川所を以て死限江戸押之方所入
相推す〜〜後之意

一 江戸押

江戸方口格村
江戸所口口所押

他方所母
利先利欲格致口田加多事安方所入
年首末進出あり〜〜家格を〜格新

町人百姓重中格迄及

一 江戸十甲四方格致 日中格より四方甲之

重進格致格不 田加多事安方所入
中進放一格不 田加多事安方所入
格進放方不 田加多事安方所入

一 自中罪一重進格致格不 田加多事安方所入

金言又、故

重追放

重追放

中追放

重追放

輕追放

中追放

所押

江戸押

但於大々、押を、才、故、事、

一 追加
自中罪、等、押、法、仕、並、に、事、

死罪ハ

重追放

重追放

中追放

与、事、

此、大、日、

一 田畑持言、中、申、分、或、之、分、一、二、三、夜、上、り、る、の、

村、の、二、分、二、百、石、分、
是、村、も、及、言、方、入、
質、又、宛

村、の、申、合、了、取、上、
是、村、も、及、言、方、二、
質、又、宛

村、の、二、分、一、百、石、分、
是、村、も、及、言、方、三、
質、又、宛

一 門前押

是、の、門、前、の、相、也、

一 奴

是、の、奴、の、言、事、

但、申、言、の、事、

一 追放

此、の、事、も、及、言、方、申、言、の、事、

一 追放

此、の、事、も、及、言、方、申、言、の、事、

一 一字據

此、の、事、も、及、言、方、申、言、の、事、

一 過料 二ノ又又ノ又

此等事ハ指ノ又亦ハ抄拾由ニ拾由ニシテ其ノ
身止ノ明ハ或ハ村ノ意ニ身取相定ニヨリ
納メセヨトモハ抑々身止ノ意取難ク成ル
子領

一 二重所住主 領儀ニ在リ料 過料ニ在リ領

一 遊加 遊加 遊加 遊加

一 遊加 遊加 遊加 遊加

一 科 科 科 科

一 遊加 遊加 遊加 遊加

一 遊加 遊加 遊加 遊加

一 遊加 遊加 遊加 遊加

一 遊加 遊加 遊加 遊加

卯二月七日

抄前馬 肥後馬 馬ノ腹

他馬腹の腹を腹申す同馬合ふ馬の腹

- 物と盜取たるに限るの賊は
- 家へ入らざれば盗に非ずと申入るるの賊は
- 仍と尸物と借らるるの賊は
- 所方へ来りし物と取らるるの賊は
- 右各賊は身つ力死罪也
- 中惡切 一物物と相償と不あはるるの
- 腰袴袴袴と扱取らるるの
- 大に何れつ力合ふる刑事

盗の罪は其の重なるに依りて罪

- 大に盗取たるは
- 盗取たるは其の重なるに依りて罪
- 盗取たるは其の重なるに依りて罪

二月

盗取たるは

酉上月七日

大に盗取たるは其の重なるに依りて罪

初領仕金之海舟七家親の書附

中二日十回

牧野越中守
石川七郎守
多丸野馬守

於初領重料之仕金之海舟七家親の書附
一斗大罪の海舟七家親の書附
大罪の海舟七家親の書附
相承の海舟七家親の書附
一斗大罪の海舟七家親の書附

初二日

初二日

此書海舟七家親の書附
及接好の海舟七家親の書附

初二日
初二日
初二日

初二日
初二日

初二日
初二日

一 逆罪之仕金

一 致大罪之仕金

大之科人有之仕金
外、海舟七家親の書附

准一自分供至... 但他所入組...
月廿五日... 右側...
科八領内... 永寧...
縁志... 了...
五六月

死罪仰仕至深目...
—

死罪仰仕至深目... 依... 仰... 定...
... 相...
... 相...

大... 保... 五月十九... 田...
... 相...
... 仰...
... 仰...
... 仰...
... 仰...

... 保... 五月十八日... 仰... 一...
—

大... 仰... 仰...
... 仰...
... 仰...

死罪了除心得書附

二月九日
三月十九日
四月十九日
但六月廿九日

五月七日
六月七日
七月七日
八月七日
九月七日
十月十三日
十一月十三日

享保三年戊子十一月十一日

佛誕生日

大淨所樣	十月廿一日	公方樣	十二月廿一日
大納言樣	五月廿一日	奉旨樣	十一月廿七日
刑部卿樣	七月十五日	五次所樣	二月十五日

享文十一庚午年正月十日

一 南新院殿 紀伊大納言賴宣云

一 高林院殿 紀伊中納言綱教云

一 請演院殿 紀伊大納言光貞云

一 保覺院殿 紀伊宰相賴職云

一 天真院殿 光貞公御簾中

一 真德院殿 公方樣御簾中

一 深德院殿 公方樣

一 涼池院殿 源三樣

宣和六年十月七日

源三様

清實母

一 正雲院殿

芳姬君

一 本徳院殿

佛部屋方

一 淨圓院殿

一 證明院殿

一 合心院殿

一 天莫院殿

一 至心院殿

一位様

佛部屋様

持名金出入

一 致持名金卷子に縁少く親之、内り及
 卷子方より持名金不相返り給おし
 此條之上卷子方より巻子お返しに持名金
 お返し依り、巻子方より此お返しに持名金
 取戻度款に取上り、
 一 妻持名金したる准り、此妻方より親之に
 子向つる離縁に、まの此方より裁許ハ
 不仕離縁に持名金計と頼出らるる巻子
 持名金は依り、
 切金高下し之

一金銀出入之事 毎月四日廿一日廿五日相残
此記在し通

伊達所の年中借合帳上出入簿方下付
目切の度と許合と受取多と感取亦と事
の際も成り向自今借合帳上出入の事
の内四日廿一日廿五日と月毎に相残
中付しれ向寺何れと

竊く通して仕合に 伊達所知仕合
辰六月二日 伊達所の座

右の辰五月晦日相残伊達所及しつゝ
細書に

一 式日におつた所より伊達所借合帳の事
出座毎月十日 伊達所中付し座

伊達所合

毎月 十六日 十八日 廿七日 借合帳
三月十八日 借合初

一 正月十九日より伊達所借合帳の事
二月廿一日 三月廿七日 三月廿三日

八月廿九日 九月九日 十月廿九日 以外不日
支合の事合口云々 伊達所

借入し事

一 店借入人 借合借合惣借入の事
死失の所 伊達所 借入し事

不中代限P所し

相往し出入元後輪往出入

一 相往し出入元後輪往出入
Pのりい伴いし後及相往し出入元後輪往出入
しと追跡し出入元後輪往出入元後輪往出入
元後輪往出入元後輪往出入

一 銀輪往し出入元後輪往出入
元後輪往し出入元後輪往し出入元後輪往し出入

跡式出入

一 跡式出入
元後輪往し出入元後輪往し出入元後輪往し出入
元後輪往し出入元後輪往し出入元後輪往し出入

元後輪往し出入元後輪往し出入元後輪往し出入
元後輪往し出入元後輪往し出入元後輪往し出入
元後輪往し出入元後輪往し出入元後輪往し出入

評定元掛看極し事

一 評定元掛看極し事
元後輪往し出入元後輪往し出入元後輪往し出入

一 元後輪往し出入元後輪往し出入元後輪往し出入
元後輪往し出入元後輪往し出入元後輪往し出入

一 元後輪往し出入元後輪往し出入元後輪往し出入
元後輪往し出入元後輪往し出入元後輪往し出入

一 事人老人の在りて其の年を以て其の信の事

一 事人其の志を以て其の信の事不可不

刀眼の事

一 事人其の志を以て其の信の事不可不

事合情の事

一 事人其の志を以て其の信の事不可不

尚地之事を以て其の信の事不可不

一 事人其の志を以て其の信の事不可不

一 事人其の志を以て其の信の事不可不

一 事人其の志を以て其の信の事不可不

一 事人其の志を以て其の信の事不可不

一 事人其の志を以て其の信の事不可不

一 事人其の志を以て其の信の事不可不

一 事人其の志を以て其の信の事不可不

一 事人其の志を以て其の信の事不可不

一 事人其の志を以て其の信の事不可不

一 事人其の志を以て其の信の事不可不

一 事人其の志を以て其の信の事不可不

一 事人其の志を以て其の信の事不可不

一 事人其の志を以て其の信の事不可不

一 事人其の志を以て其の信の事不可不

事し当院し公事人... 帳面... 可也...

但亦... 可也...

一 公事人... 之... 可也...

一 公事... 之... 可也...

一 公事... 之... 可也...

おま... 可也...

一 飲... 可也...

一 兼... 可也...

右... 可也...

平... 可也...

宣... 可也... 宣... 可也...

一 師位置爲く候方市爲よむ人
 一 徳没人より一也初曲心より
 一 訴信より一何役人
 一 何役人より一自合徳より
 一 自合爲より一
 一 何役人より一自合徳より
 一 子れ直訴候る
 一 訴信者
 一 或は義行

一 越らあつてい
 一 大に款に
 一 面もた
 一 以る
 一 訴人の名
 一 著
 一 是亦
 一 上

世立月

奉 以

享保北廣年
詳定所箱之陳建札

毎月式目所伏箱出々宝書附入の旨
去月廿一日箱出々一戸お世所、書改張
お世所の旨し、お世所の旨存たし、通
ら早御返人封々信物於下り也





